

厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
分担研究報告書

分担研究報告書
「国際災害医療チームの受援に関する研究」

研究分担者 久保達彦（広島大学大学院医学研究科公衆衛生学 教授）

研究要旨

大規模災害時に国際医療支援を受け入れる必要が生じた場合に、特に地方自治体の受援負担を最小化しつつ、効率的・効果的な受援を果たすための具体的方策を明らかにすることを目的として、①国内計画等調査、②国際標準等調査、③国際連携調査を実施した。①国内計画等調査では本年度改定された「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」(2023)をレビューし、国際医療受援については直接的な改定はなかったものの、緊急通行車両等の通行体制の確保や、災害対策用移動通信機器の貸出等に改訂があり、継続的な動向把握と先行研究で開発されたUS-DMAT/EMT 国際受援標準業務手順書(SOP暫定版)を適宜、更新する必要性が認められた。②国際標準等調査では災害医療チームに関するWHO国際基準やトルコ地震、ガザ地区人道危機等における国際医療受援の状況について情報収集を行った。③国際連携調査では米国保健福祉省との共同により内閣府主催大規模地震時医療活動訓練への米国関係者の参加を検討したが、米国側の事務的手続きが間に合わず実現は次年度以降に持ち越された。研究最終年度となる次年度は、地方自治体の受援負担の最小化及び地域連携の観点を踏まえつつ、特に調整本部体制のあり方と医療リエゾンの育成確保に関する取り組みを訓練も含めて研究し、SOPを更新改訂する。

研究協力者：

- 豊國義樹(国立病院機構本部 DMAT 事務局)
- 小谷聡司(国立病院機構本部 DMAT 事務局)
- 若井聡智(国立病院機構本部 DMAT 事務局)
- 千島佳也子(国立病院機構本部 DMAT 事務局)
- 田治明宏(広島大学公衆衛生学)

共有して知見の深化を図る。研究の流れは以下の通り。

A. 研究目的

大規模災害時に国際医療支援を受け入れる必要が生じた場合に、特に地方自治体の受援負担を最小化しつつ、効率的・効果的な受援を果たすための具体的方策を明らかにすること。

B. 研究方法

1 国内計画等調査

国土強靱化計画等、本件に関連する我が国の関係計画等に関する情報を収集する。

2 国際標準等調査

WHO 等が定める災害医療や国際受援に係る国際標準等に関する情報を収集する。

3 国際連携研究

米国保健福祉 US-DMAT 等と共同して大規模地震・津波災害応急対策対処方針(中央防災会議)に準拠して先行研究によって開発された US-DMAT/EMT 国際受援標準業務手順書(SOP 案)を継続的にブラッシュアップする。あわせて、WHO EMT Minimum Standard 国際認証の枠組みにおける DMAT の知見の国際発信についても検討し推進する。関係知見は国際医療受援の経験に富む ASEAN10か国を対象に JICA が推進する ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト(ARCH プロジェクト)等とも

1. 初年度

- 国内計画等調査(3か年継続)国際医療チーム受援に関連する我が国の関係計画等に関する情報を収集。
- 国際標準等調査(3か年継続)WHO等が定める国際災害医療受援・調整に係る国際標準等に関する情報を収集。
- 米国保健福祉省US-DMATとの共同による課題別検討・知見共有(3か年継続)

2. 2年度

- 日米合同訓練について検討
- 成果をUS-DMAT/EMT 国際受援標準業務手順書(SOP案)に反映

3. 最終年度

- 特に受援自治体目線に立った検討を進め、成果をSOP案に反映(将来的な地域計画への反映を目指す)

(倫理面への配慮)

本研究において個人情報情報は取り扱わない。

C. 研究成果

1 国内計画等調査

国際災害医療チームの受援に関係する我が国の計画等に関する調査結果は以下の通り。

- 中央防災会議幹事会(2023)「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」(令和5年5月23日)
 - 同対処方針は、防災基本計画を踏まえ大規模地震・津波災害が発生した際に、各機関

がとるべき行動内容等を定めたものである。大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用される。令和4年度に続き令和5年度も以下、3つの計画が連動して改訂されている。

- ◇ i : 大規模地震・津波災害応急対策対処方針・・・海外からの支援受け入れに係る記載あり
- ◇ ii : 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(・・・海外からの支援受け入れに係る記載なし)
- ◇ iii : 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(・・・海外からの支援受け入れに係る記載なし)

➤ 令和4年度の主な改定項目

- ◇ 防災基本計画の修正を踏まえた改定
 - 部隊間の活動調整・災害対策本部等の活動調整会議等において、活動方針等の調整を行うことを追加(i ~ iii 共通)
 - 災害応急対策に従事する航空機の安全確保・航空機の運用調整の対象に無人航空機(ドローン)を追加(i ~ iii 共通)
- ◇ 具体的な応急対策活動に関する計画における防災拠点等の更新
 - 緊急輸送ルートの見直し(ii ~ iii 共通)
 - 救助活動等の広域応援部隊の派遣規模、災害派遣医療チーム(DMAT)数の更新(ii ~ iii 共通)
 - 広域物資輸送拠点の追加(ii ~ iii 共通)
 - 救助活動拠点の見直し(iii)
- ◇ その他最近の施策の進展等を踏まえた改定の内容
 - 地方公共団体における応急対策職員の派遣・応急対策職員派遣制度の円滑な運用のため、あらかじめ関係機関で協議を行うことを追加(i)

➤ 令和5年度の改定項目

- ◇ 最近の施策の進展等を踏まえた改定
 - 緊急通行車両等の通行体制の確保：災害対策基本法施行令等の一部の改正(令和5年9月1日施行)に伴い、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となることを追加(i ~ iii 共通)

- 感染症への対策：新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し(i ~ iii 共通)
- 災害対策用移動通信機器の貸出：総務省が移動通信機器を各総合通信局等に配備し、地方公共団体等に貸出可能な体制を整備することを追加(ii ~ iii 共通)
- 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備：保健・医療・福祉の連携の重要性を反映(i ~ iii 共通)

◇ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更に伴う改定

- 緊急災害現地対策本部の設置場所等：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を踏まえ、現地対策本部の設置場所・所管区域を規定(i)
- 緊急輸送ルート、防災拠点等の更新
- 緊急輸送ルートの見直し(ii、iii)・救助活動等の広域応援部隊の派遣規模の更新(ii、iii)・航空搬送拠点の追加(ii、iii)

➤ 国際災害医療チームの受援に関する直接的な事項は以下の通り。なお、対処方針のタイムラインにおいては、海外からの支援受け入れに関する考え方の在外公館等への伝達は発災後12時間以内に行われ、海外からの人的支援を受け入れは24時間以内、物的支援は72時間以内を開始されるとされている。

■ 15(1) 海外からの支援受入れ

■ 1) 趣旨

◇ ① 大規模災害時には、海外から人的・物的支援の申し出が多数寄せられることから、このような支援申し出に対して、これまでの大規模災害の経験を踏まえ、受入れ手続を明確化することで、海外からの支援受入れを円滑に行う。

■ 2) 海外からの支援受入れの基本的な考え方

◇ ① 外務省は、大規模地震等が発生した際、我が国の被災状況及び政府の対応状況と併せて、海外からの支援受入れに対する我が国の基本的な考え方(要請主義)を在外公館及び駐日大使館に速やかに伝える。外交ルートにて海外からの支援の申入れがあった場合

には、外務省は、緊急災害対策本部に対し、支援の種類、規模、内容、到着予定日時・場所等を通報する。緊急災害対策本部は、外務省からの通報を受け、被災都道府県又は関係省庁に対して当該支援ニーズの有無を確認し、これを踏まえ当該支援の受入れの要否を判断する。緊急災害対策本部は、外務省に当該支援受入れの判断結果を通報し、外務省が当該支援申出国に対して回答する。具体的な手続は、原則として、3)及び4)による。

- ◇ ② 海外からの物的支援については、国内の通関手続を終えるまでの輸送手段の確保、人的支援については、水・食料等を含む装備品、国内の移動手段、宿泊先、通訳等の確保を支援申出国が行うことを、支援申出国及び当該国の駐日大使館(以下「支援申出国・駐日大使館」という。)に求めることとする。ただし、当該国の駐日大使館にて対応できないことが生じた際には、緊急災害対策本部において協議を行い、外務省等の関係省庁において可能な範囲で支援を行うこととする。
- ◇ ③ 海外からの支援を受入れようとするとき、緊急災害対策本部は、海外からの義援金を受け入れることを併せて決定する。このとき、外務省は、支援申出国に対して、海外からの義援金という支援の形もあることを周知する。当該義援金の受入を円滑に実施するため、内閣府及び外務省は、緊急災害対策本部の決定に先立ち、海外からの義援金受入れ口座の開設に必要な関連手続について、財務省と協議する。
- ◇ ④ 緊急災害対策本部は、在日米軍による支援が必要と判断するときは、外交ルートを通じて米国に当該支援を要請する。在日米軍による支援の受入れに際しては、外務省及び防衛省が、2国間の合意により運用している既存の調整メカニズムに則り、必要な調整を行う。
- ◇ ⑤ 外務省は、援助活動の実施を目的とする諸外国部隊の法的地位について、具体的なケースに応じて、個別に調整する。
- 4) 海外からの人的支援の受入手続
 - ◇ ② 医療活動に係るチーム(以下「医療チーム」という。)の受入手続
 - ◇ ア 厚生労働省は、医師法上の疑義が生じないよう、東日本大震災の際に発

出したものと同旨の事務連絡文書を速やかに被災都道府県に対して発出する。

- ◇ イ 外務省は、外国政府から医療チームの支援申し出があった場合には、世界保健機関(WHO)による緊急医療チーム(EMT:Emergency Medical Team)評価を受け認定されていることを確認する。
- ◇ ウ 外務省は、EMTの認定を受けた医療チームの支援申し出があることを緊急災害対策本部に通報し、緊急災害対策本部は、厚生労働省に対して、被災都道府県のニーズを確認するよう求める。厚生労働省は、被災都道府県にニーズを確認し、医療チームの受入 88 れの要否及び受け入れる場合には、活動内容・活動場所等について、緊急災害対策本部に回答する。
- ◇ エ 緊急災害対策本部は、医療チームの受入れの要否について、外務省を通じて、支援申出国に回答する。医療チームの受入れを決定した際には、外務省は、当該医療チームの活動内容を通知することと併せて、水・食料、移動手段、宿泊先、医療通訳、報道対応担当者等を、支援申出国・駐日大使館において確保するよう要請し、その旨確認する。また、外務省は、医療チームの活動に必要な医薬品・医療消耗品は、被災都道府県の医療対策本部が提供し、それらを使用することになる旨を支援申出国・駐日大使館に連絡する。
- ◇ オ 外務省は、医療チームに対して連絡要員を派遣し、当該医療チームの到着から出国までの活動を支援する。カ 医療チームの現地における活動調整は、当該都道府県の医療対策本部にて行う。そのため、医療チームは当該医療対策本部と必要な調整を行った上で、指定する避難所・病院等で活動する。その際、必要な医薬品・医療消耗品は、当該医療対策本部が提供する。
- ◇ カ 医療チームの現地における活動調整は、当該都道府県の医療対策本部にて行う。そのため、医療チームは当該医療対策本部と必要な調整を行った上で、指定する避難所・病院等で活動する。その際、必要な医薬品・医療消耗品は、当該医療対策本部が提供する。
- ◇ ③ その他
- ◇ ア 海外からの支援受入れに際し、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産

省、国土交通省及び空港・港湾管理者は、緊密な連携の下、通関、検疫、物資の引き渡し等の諸手続に関し、円滑な対応が図られるよう配慮する。

- イ 海外からの人的支援チームが行う活動等に対し、帯同する外務省連絡要員等又は被災地方公共団体からの苦情等の報告があったときは、現地対策本部又は緊急災害対策本部において協議の上、外務省等の関係省庁において必要な対応をとる。

2 国際標準等調査

国際災害医療チームの受援に関係する我が国の計画等に関する調査結果は以下の通り。

○ WHO Classification and Minimum Standard for Emergency Medical Team (通称 Blue Book, 2021年改訂)

- 災害医療チーム(EMT)が満たすべき最低基準を示したWHO文書で、我が国の「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」中央防災会議幹事会で触れられているEMT認証基準が示された重要文書。
- 初版は2013年に発行、2021年の改定ワーキンググループには日本から本分担研究者が参画し、我が国のJ-SPEED診療日報をベースに開発されたWHO EMT Minimum Data Set (MDS)が災害医療チームの国際標準手法とBlue Bookにも明記されている。
- 研究期間中の改訂はないものの、ロシアのウクライナ軍事進攻(2022)に伴いEMTが各国から派遣されていること、トルコ大地震(2023)では各国ミリタリーチームも保健省の調整下で災害医療活動を行ったこと、ガザにおける人道危機(2023)でもWHOがEMT調整にあたり、また、いずれの災害とも国際協力機構(JICA)からの支援を受けてMDSがデータ収集に活用されている。このような国際動向を受け、WHOは民軍医療連携に関するテクニカルワーキンググループが立ち上げ、関係議論を開始されており、基本的にはミリタリーチームも含めて医療行為を行うチームは保健省が調整する流れとなっている。

○ WHO EMT Coordination Handbook (2018)

- EMTの調整手順を示した文書。EMTの調整は加盟各国の保健省の内部組織となるEMT Coordination Cell (EMTCC)が実施することとされている。紹介されている調整手法はユニバーサルなもので、我が国の災害医療調整でも参照可能な内容である。

- 対処方針においては「医療チームの現地における活動調整は、当該都道府県の医療対策本部」とされており、我が国においては、厚生労働省事務連絡(2022年7月22日)『大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について』に基づいて被災都道府県が設置する保健医療福祉調整本部がEMTCCの機能を有する本部に相当すると先行研究において分析されている。
- WHOは各国保健省担当者向けにEMTCC研修を開催している。2022年度はイタリア、2023年度はエジプトで開催され、本研究分担研究者がWHOから招聘され講師として参加した。EMTCCによる調整手法は世界中で実用されており、当該手法を活用することは我が国における国際受援の円滑化にも貢献すると考えられた。

○ トルコ大地震(2023年)では災害医療調整はトルコ保健省内に設置されたEMTCC(我が国でいうところの保健医療福祉調整本部の医療調整部門)において実施されていた。EMTCCにおける調整活動には、我が国から国際緊急援助隊医療チーム第一陣として派遣された本研究分担研究者と研究協力者(豊國氏)を含む4名が参画した。注目される点として、トルコ大地震では国際シビルチーム(政府チーム+NGO)に加え、国際ミリタリーチーム(軍)も災害医療活動に参加し、トルコ保健省はEMTCCの手法を用いて両者を統合的に調整していた。

○ ガザ地区人道危機(2023~2024年)では災害医療調整はパレスチナ領域内にWHOが設置したEMTCCにおいてEMT調整が実施されている。この際、現地EMTCCにはコーディネーター名しか派遣ができないため、ガザへの入域ゲートがある隣国エジプト領域内の首都カイロに所在するWHO中東地域事務所にもEMTCCが設置され、合同でEMT調整にあっている。我が国からJICA調査団の枠組みで本研究分担研究者と研究協力者らがカイロに現地派遣されるとともに、MDSデータ管理リモート支援が現在も継続されている。注目される点として武力紛争版MDSが初めて実用されている。本研究は大規模自然災害を対象とした研究であるが、WHO国際社会がハザードを問わずEMTを派遣する技術と実績と積み重ねていることは、本研究成果が大規模自然災害以外の事案にも適応される潜在的な可能性を示唆していると考えられる。

○ JICA事業であるASEAN災害医療連携強化プロジェクト(ARCHプロジェクト)において、ASEAN10か国の保健省等から参集した各国災害医療担当者向けに本研究の取り組みに関する紹介が行わ

れ、受援 SOP そのものに加えて SOP の開発手法にも強い関心が寄せられている。ASEAN においては、ASEAN では JICA の支援により EMT 受援計画がすでに標準手順文書化されており、今後、当該手順書並びにその実用機会から日本側も多くのことを学べると考えられた。東日本大震災(2011)においては我が国はフィリピンとタイから医療チーム派遣を受け入れており、国際受援の円滑化に向けて ASEAN 地域との連携は引き続き重要かつ有用と考えられた。

- 本研究成果物である受援 SOP は DMAT 事務局を通じてオーストラリア、韓国、台湾等の保健省関係者とも共有され、強い関心が寄せられている。

3 国際連携研究

本分担研究の主要パートナー機関である米国保健福祉省と以下の共同を進捗してきている。

- 2022 年 8 月に米国 National Disaster Medical System Training Summit(インディアナ)に現地参加し、本研究に関するプレゼンテーションを実施した。
- 2022 年 9 月に米国保健福祉省 ASPR 課長らが来日し、厚労省や国立感染症研究所、国立国際医療センター等を訪問した。来日においては本研究分担者と協力者(豊國氏)が全日程に帯同し、本研究に関連する協議が多角的に行われた。
- 2022 年 12 月に米国 HSS 副長官が来日し、日本医科大学を訪問し DMAT 等の活動を紹介した。
- 2023 年 9 月に開催された内閣府主催大規模地震時医療活動訓練への米国関係者の参加を検討したが、米国側の事務的手続きが間に合わず実現は持ち越された。

米国側からは実動訓練の開催や、診療情報データ管理分野での共同への期待が繰り返し表明されている状況にあり、次年度も 5 月米国で開催される NDMS サミットへの厚労省および日本 DMAT 関係者の参加等、様々な交流機会が予定されており、本研究課題について機会を逃さず協議を継続していく計画である。

D. 考察

大規模災害時の円滑な国際医療支援の受け入れに向けて、国内計画等調査、国際標準等調査、米国保健福祉省 US-DMAT 等との協議推進に取り組んだ。

今年度、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の改定が実施されていたが、国際医療チームの受援に関する記述について直接的な改訂はなかった。一

方で、例えば緊急通行車両等の通行体制の確保や、災害対策用移動通信機器の貸出、大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備は国際医療受援に実務としては直接関係する事項であり、国際受援の担当者になりうる者はこのような動向を把握し、必要に応じて SOP を更新する必要がある。

これまでの研究班の議論から、実対応時に最も重要なのは国と地域にまたがる本部調整体制の設計と医療リエゾン(国際受援を担当する災害医療専門家)の育成任用と見定められている。本部調整体制について、対処指針においては受援決定後の調整は医療チームの現地における活動調整は、当該都道府県の医療対策本部にて行うとされている。一方で、大規模災害においては東日本大震災においても 4 チームの国際医療チーム受援があったように、複数の国際 EMT が複数都道府県に入って活動することが十分に予見される。このことを踏まえれば、トルコ大地震におけるトルコ政府の対応と同様に、国レベルで統合的に国際 EMT の調整にあたる調整本部が必要と考えられる。加えて当該本部への WHO の参画を得るのであれば、どのような条件下でどのような役割を担っていただくのかの整理が必要であり、この点は次年度の重点的な研究課題としたい。国際医療受援に精通した人員の確保は先進国においても容易ではなく、WHO がその専門人材の供給源となっている状況に鑑みれば、円滑かつ効果的な国際医療の実現を目指す本研究課題について WHO との連携を深めていくことには合理性がある。具体的には①計画段階と②実災害時の 2 つに分けて整理し、まずは①計画段階として開発された SOP 案や訓練へのアドバイス等を得ていくことが現実的であろう。なお、本部調整会議に関する現状の SOP 暫定版の記述は以下の通りである。

SOP カード番号 14. 調整会議への参加

【手続き】調整会議への参加

- 日本においては、大規模災害時の災害医療調整の責任と権限は都道府県が保有している。また、被災地で活動する全ての保健医療支援チームは、被災都道府県が設置する保健医療調整本部の調整下で活動することとされている。また、大規模地震・津波災害応急対策対処方針においては、当該都道府県の医療対策本部に参加することとされている。このことから、米国 DMAT/国際 EMT も、保健医療福祉調整本部保健医療調整本部等の傘下で被災自治体が主催する医療対策本部会議等に参加する。活動場所によっては、市町村が設置する調整会議への参加も必要となる。調整会議は、連日夕刻に開催されることが多い。日本語で開催されるため、日本語通訳の帯同が必要となる。

【手続き】国レベルでの調整

- 複数国から医療チームを受け入れた場合、都道府県のみならず、国レベルでの調整会議も開催し広域調整が実施される必要がある。この機能を充

足するために、都道府県保健医療福祉調整本部による調整会議に加えて、国レベルでの調整会議を開催する。必要に応じて当該調整会議に国際受援に熟達する WHO をはじめとする国連機関の参加を得ることは、国際受援を円滑化すると期待される。現在、日本においては健康危機管理センター(PHEOC)の設置に関する学術的検討が厚生労働研究費による補助を受けて進められており、日本版 PHEOC が保有する機能として、大規模災害時に都道府県が設置する保健医療福祉調整本部の国レベルでの上位機関としての調整機能が想定されている。PHEOC が設置された折には、PHEOC が本調整機能を発揮することが期待される。

想定される参加者:国際 EMT(チームリーダー、外務省帯同リエゾン、医療リエゾン)、受け入れ都道府県等自治体担当者、厚生労働省(DMAT 事務局等)、WHO 等国际機関

加えて、特に受援自治体の受け入れ負担軽減の観点からは、国際 EMT に帯同して地域レベルで活動できる医療リエゾンの確保が重要となる。本部調整会議に関する現状の SOP 暫定版の記述は以下の通りである。この点も次年度の重点研究課題として取り組むこととする。

SOP カード番号 13. 医療リエゾンの必要性

【課題】外務省は連絡要員の派遣を計画済みであるが、医療リエゾンについての派遣計画は国・都道府県ともに存在しない。日本 DMAT メンバー等人材の任用を事前計画しておくことが推奨される。

(要件) 医療リエゾンは日本の災害医療調整および国際緊急援助に精通

- 日本の災害医療調整を精通する人材は DMAT ロジスティックチーム等に存在する。
- 国際緊急援助に精通する人材は、国際緊急援助隊医療チーム等に存在する。
- 両チームに所属している人材を候補者としてリストアップしておくことは具体的対処策となる。ただ、そのようなアクティブメンバーは大規模災害時には多忙なことが想定されるため、調整手腕に長けたシニアメンバーをリストアップしておくことも有効な選択肢である。
- 医療リエゾンの育成および国際医療受援の成功のためには、リエゾンセルに参加が見込まれる US-DMAT を含めた関係組織が参集する集合

研修が定期開催され、平時から顔の見える関係を構築・維持しておくことが効果的である。

E. 結論

- 大規模災害時の円滑な国際医療支援の受け入れに向けて、国内計画等調査、国際標準等調査、米国保健福祉省 US-DMAT との協議を継続実施している。
- 次年度は、地方自治体の受援負担の最小化及び地域連携の観点を踏まえつつ、調整本部体制のあり方と医療リエゾンの育成確保に関する取り組みを訓練も含めて研究する。

G. 研究発表

1. 論文発表

<令和4年度>

- 久保達彦. 国際災害医療チームの受援について. カレントセラピー 40 (12) 1191-1195, 2022.
- <令和5年度>
- 該当なし.

2. 学会発表

<令和4年度>

- Yuichi Koido, Tatsuhiko Kubo, Yoshiki Toyokuni, Akinori Wakai, Tatsuo Ono, Tsukasa Katsube, Yoshiteru Yano, Yuki Matsuzawa, Joe Lamana, Chris Crabtree, Erik Vincent, Bonnie Arthur, Adam Tewell, Silvia Garcia. Investigation of the receiving United States NDMS/DMAT in Japan. Development of Standard Operation Procedures for receiving international EMTs. WHO EMT Global Meeting. 2022年10月(アルメニア)

<令和5年度>

- Tatsuhiko Kubo, Yuichi Koido. U.S. - Japan DMAT Joint Project. US-Japan Health Security Committee. 2023年7月14日(ワシントンDC)

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

別紙4

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

別紙5 別途提出

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

年 月 日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名

所属研究機関長 職 名

氏 名 _____

次の職員の(元号) 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 _____
2. 研究課題名 _____
3. 研究者名 (所属部署・職名) _____
(氏名・フリガナ) _____

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況 受講 未受講

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 有 無 (無の場合はその理由: _____)

当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 有 無 (無の場合は委託先機関: _____)

当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 有 無 (無の場合はその理由: _____)

当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 有 無 (有の場合はその内容: _____)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。